

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年（2025年）4月22日

下関市役所菊川総合支所長 関本 和夫

1 入札に付する業務

- (1) 業務名 菊川総合支所旧庁舎ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬
- (2) 業務場所 下関市役所本庁舎駐車場内倉庫
山口県下関市南部町1番1号
- (3) 業務内容 別紙1仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年（2025年）11月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

本入札に参加する者は、次の資格及び条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札等参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 審査基準日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の廃棄物処理（収集・運搬・処分等）部門—特別管理（一般・産業）廃棄物に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所
下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）
- (2) 契約条項を示す期間
令和7年（2025年）4月22日（火）から令和7年（2025年）4月28日（月）午後5時まで

4 入札参加資格の確認申請

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）及び入札条件を提出

なお、入札保証金の免除を希望する者は、第6項（入札保証金）に掲げる書類を同時に提出すること。

(2) 申請期限

令和7年（2025年）4月25日（金）午後5時

(3) 提出先

下関市役所菊川総合支所地域政策課

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること）すること。なお、郵送の場合は本項第2号の申請期限までの到着を要する。

(5) 確認結果の通知

提出された書類等により随時審査し、結果を令和7年4月28日（月）までにファクシミリの方法により通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに書面を下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

5 入札に関する質問

(1) 仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和7年（2025年）4月24日（木）午後3時（必着）

イ 提出先 下関市役所菊川総合支所地域政策課（FAX 287-2739）

ウ 提出方法 質問書（様式2）をファクシミリにて提出すること。

(2) 質問の回答

ア 回答期限 令和7年（2025年）4月25日（金）正午

イ 回答方法 質問者にのみファクシミリにて回答する。

6 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

入札保証金を必要とする場合は、入札金額の100分の5以上の金額を、入札書の提出期限（令和7年（2025年）4月30日（水）正午）までに、下関市役所菊川総合支所地域政策課にて納付すること（下関市契約規則第5条）。

ただし、参加資格者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。（下関市契約規則第6条）

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 令和5年度以降に、国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の契約書の写し（2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。）
- (3) その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類

7 入札書の提出

- (1) 提出期限 令和7年（2025年）4月30日（水）正午
- (2) 提出方法 書留郵便により、入札書（様式3）を送付するものとし、入札書を入れる内封筒に、
 - ・入札に係る件名
 - ・入札者氏名
 - ・入札者の住所又は所在地を記載し、入札書在中と朱書きし封をし、外封筒に入れて（二重封筒）郵送すること。なお、持参、電報、電子メール、ファクシミリ等の書留郵便以外の方法は認めない。
- (3) 提出先 下関市役所菊川総合支所地域政策課
〒750-0317
下関市菊川町大字下岡枝1480番地1
- (4) 注意事項 一旦郵送した入札書は、書換え、差し換え又は撤回することはできない。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札においては、入札書（様式3）を使用すること。

- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の氏名は、契約締結権がある者であること。なお、本入札は、書留郵便の方法により入札書を提出する（入札会場への来場を不要とする）ため、代理人による入札を想定していない。
- (4) 入札書の住所は、入札者の住所又は所在地を記載すること。
- (5) 入札書の使用印は、契約締結に使用する印鑑を押印すること。

9 入札書の開札

- (1) 開札場所 菊川総合支所地域政策課 執務室
- (2) 開札日時 令和7年（2025年）4月30日（水）午後1時

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべきものがないときは、再度入札は行わないものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。また当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、応札者に対し、郵送又はファクシミリの方法により結果を通知する。

11 入札の無効等

- (1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
 - イ 関係法令等に違反した入札

- ウ 入札保証金の納付がない又は不足する者がする入札
 - エ 入札者が明瞭でない又は入札価格を判読することができない入札
 - オ 入札者の記名押印のない又は住所の記載のない入札
 - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
 - キ 同一人が同一事項に対して2通以上した入札
 - ク 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ケ 金額を訂正した入札書による入札
 - コ 開札日までに入札条件を満たさなくなった者がする入札
- (2) 入札において、事故や不正な行為があると認めるときは、入札の中止、又は入札を延期する場合がある。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (2) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (3) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペン等は使用しないこと。
- (4) 本業務に係る入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

仕様書

1 業務名

菊川総合支所旧庁舎ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬

2 業務概要

菊川総合支所旧庁舎で発生し市役所本庁舎で保管する、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）を、下関市が指定する、仕様書第4項の搬入場所へ搬入するもの。なお、処分については、別途業務で行うものとする。

3 搬出場所

下関市役所本庁舎駐車場内倉庫
山口県下関市南部町1番1号

4 搬入場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
北海道室蘭市仲町14番7

5 業務期間

契約締結日 から 令和7年11月30日（※） まで

※ 別途 業務（菊川総合支所旧庁舎ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理）履行に係る期限を令和7年11月30日までとしているため、処理業者（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）が、令和7年11月30日までに処理が完了できるよう、受託者において、搬入時期を処分業者と調整すること。

なお、搬入に際し、事前に処理業者（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）から廃棄物処理施設への入門許可を受けること。

6 収集運搬

収集運搬に当たっては、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）、関係法令等を遵守すること。搬出場所から収集運搬車等への積み込み、積み替え、及び搬入場所への積み降ろしも、本業務に含むものとする。なお、本業務にて、受託者によりPCB汚染物が発生した場合は、受託者の責任において適切に処分すること。

7 PCB廃棄物の種類及び数量

別記1 搬入荷姿一覧表のとおり

8 提出物及び成果品

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務完了報告書 | 1部 |
| (2) 業務写真 | 1部 |
| (3) マニフェストB2票(原本) | 1部 |

9 その他

- (1) 業務に当たっては、関係法令、基準等を遵守すること。
- (2) 施設解錠の都合、運搬に係る動線の確保等があるため、収集運搬の日時を、あらかじめ菊川総合支所地域政策課へ連絡すること。
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は受託者にて用意すること。
- (4) 受託者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適切に運用すること。
- (5) 本業務に係る書類の作成には、容易に消去できる筆記用具(消せるボールペン等)を使用しないこと。
- (6) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別記2 特記仕様書(環境編簡易)による。
- (7) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

搬入荷姿一覧表(安定器等・汚染物)

保管事業場名 下関市役所本庁舎駐車場内倉庫

記入コード

※1 安定器等・汚染物種類	1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオトランス 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙 10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:東京事業区域は『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)
※2 容器種類	1. ドラム缶(100L以上) 2. ペール缶(100L未満)
※3 容器材質	1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1. 2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。
※4 容器の状態	0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)

機器 (容器) 番号(x) <small>※容器単位でご記入ください。</small>	廃棄物情報							搬入容器						O(※5) 総重量 (容器込) (kg) <small>※蓋を含む。</small>	P 備考		
	A 特措法番号 <small>特措法番号が不明な場合、空欄でも可</small>	B 安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	C 1台あたりの重量 (kg)	D 台数 <small>※安定器・小型電気機器のみ記入</small>	E 重量小計 (kg)	F にじみ・漏れ	G 混載物等	H 重量計 (kg)	I 容器種類 (※2)	J 容器材質 (※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)				M 容器の状態 (※4)	N 容器重量 (kg) <small>※蓋を含む。</small>
												外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)				
No.1		1(蛍光灯安定器)	1.78	4	7.12	なし	ビニル同線	18.01	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	19.79	※総重量を 実測し記載
		同上	2.08	3	6.24	なし	同上										
		同上	0.91	2	1.82	なし	同上										
		同上	0.73	2	1.46	なし	同上										
		同上	0.45	2	0.90	なし	同上										
		同上	0.20	1	0.20	なし	同上										
		同上	0.27	1	0.27	なし	同上										
No.2		1(蛍光灯安定器)	0.32	2	0.64	なし	ビニル同線	17.56	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	19.45	
		同上	1.88	9	16.92	なし	同上										
No.3		1(蛍光灯安定器)	1.01	1	1.01	なし	ビニル同線	17.48	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	19.62	
		同上	1.83	9	16.47	なし	同上										
No.4		1(蛍光灯安定器)	1.85	9	16.65	なし	ビニル同線	16.65	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	18.55	
No.5		1(蛍光灯安定器)	2.03	8	16.24	なし	ビニル同線	16.24	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	18.27	
No.6		1(蛍光灯安定器)	1.85	1	1.85	なし	ビニル同線	12.40	2(ペール缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	13.98	
		同上	2.11	5	10.55	なし	同上										

保管事業場名 下関市役所本庁舎駐車場内倉庫

記入コード

※1 安定器等・汚染物種類	1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオンランプ 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙 10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:東京事業区域は『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)
※2 容器種類	1. ドラム缶(100L以上) 2. ペール缶(100L未満)
※3 容器材質	1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1, 2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。
※4 容器の状態	0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)

機器 (容器) 番号(x) ※容器単位でご記 入ください。	廃棄物情報								搬入容器						O(※5) 総重量 (容器込) (kg) ※蓋を含 む。	P 備考	
	A 特措法番号 特措法番号が不明な 場合、空欄 でも可	B 安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	C 1台あた りの重量 (kg)	D 台数 ※安定器・ 小型電気 機器のみ 記入	E 重量 小計 (kg)	F にじみ・ 漏れ	G 混載物等	H 重量計 (kg)	I 容器種類 (※2)	J 容器 材質 (※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)		M 容器の 状態 (※4)			N 容器重量 (kg) ※蓋を含 む。
												外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)				
No.7		1(蛍光灯安定器)	4.76	2	9.52	なし	ビニル同線	15.61	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	17.51	
		同上	6.09	1	6.09	なし	同上										
No.8		1(蛍光灯安定器)	6.26	2	12.52	なし	ビニル同線	12.52	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.36	
No.9		1(蛍光灯安定器)	6.09	2	12.18	なし	ビニル同線	12.18	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.10	
No.10		1(蛍光灯安定器)	6.04	2	12.08	なし	ビニル同線	12.08	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.05	
No.11		1(蛍光灯安定器)	6.16	2	12.32	なし	ビニル同線	12.32	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.22	
No.12		1(蛍光灯安定器)	6.18	2	12.36	なし	ビニル同線	12.36	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.25	
No.13		1(蛍光灯安定器)	6.19	2	12.38	なし	ビニル同線	12.38	2(ペール 缶)	1(鋼製)	20	30.0	36.0	良好	1.88	14.05	

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。